

軽自動車税の税率を変更します



■原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊車両

平成28年度（4月1日）から税率が引き上げられました。

車種		平成27年度まで (旧税率)	平成28年度から (新税率)
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超～250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

■三輪、四輪以上の軽自動車

- 平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けた車両は、現行の税率が適用されます。
- 平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は新税率が適用されます（※1）。
- 平成28年度以後は、賦課期日（毎年4月1日）現在、初めて車両番号の指定を受けた月から13年経過している車両に対して、重課税率が適用されます（※2）。

（※1）初めて車両番号の指定を受けた月とは、初度検査年月のことです。お持ちの車検証をご確認ください。

（※2）電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車は除きます。

車種			①現行税率	②新税率	③重課税率
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

■軽自動車税特例（グリーン化特例）措置の導入

平成27年度に新規取得した軽四輪などで、排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両には、平成28年度分の軽自動車税率を軽減する特例（グリーン化特例）が導入されています。車両の環境性能については、販売店などにお問い合わせください。

※「電気自動車等」とは、電気自動車・天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）とします。

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限ります。

税金の 軽減率	対象車	
	軽乗用車	軽貨物車
おおむね75%	電気自動車等	電気自動車等
おおむね50%	平成32年度燃費基準+20% 達成車	平成27年度燃費基準+35% 達成車
おおむね25%	平成32年度燃費基準 達成車	平成27年度燃費基準+15% 達成車

問合せ 市庁舎本館2階 市民税課 市民税係 TEL0897-52-1317